

令和8年度明るい選挙啓発ポスター作品募集(第78回)要項

- 1 趣旨 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。
- 2 応募規定
 - (1)内容 明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。
 - (2)応募資格 小学校児童、中学校・高等学校の生徒
 - (3)募集期間 令和8年5月11日(月)から令和8年9月11日(金)まで
 - (4)締切日と提出先 令和8年9月11日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。
※市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。
 - (5)画材 描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません。デジタルも可)
 - (6)大きさの基準 画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ
※デジタルの場合、A3サイズ(297mm×420mm)またはB3サイズ(515mm×364mm)での制作を推奨しています。
作成した作品は紙に印刷してご提出ください。(家庭用印刷機で分割印刷し、繋げて一枚にした作品も提出可)
 - (7)応募上のご注意
 - ① 他者の著作物(インターネット等にある写真やイラスト等)を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限ります。
 - ② デジタルで制作した作品(パソコン上で描いた作品)も応募できます。応募の際は紙に印刷してご提出ください。
 - ③ 作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。
 - ④ 応募作品は、原則として返却しません。
 - ⑤ 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
 - ⑥ 入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。
- 3 審査
 - (1)第1次審査 各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。
 - (2)第2次審査(地方審査) 各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。
 - (3)第3次審査(中央審査) 第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。
文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員
- 4 賞
 - (1)小・中・高別に次の賞を贈ります。
 - ①文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞
小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名
 - ②公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞
小学校・中学校・高等学校 各学年若干名
 - (2)第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。
- 5 発表
主催 公益財団法人明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会
都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会
後援 文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会

第78回
令和8年度
作品の募集

明るい選挙 啓発ポスター コンクール

しら 調べよう

せんきょ れきし
選挙の歴史やルール、
とうひょう としょかん しら
投票について図書館で調べたり、
みちか おとな いけん
身近な大人に意見を
き
聞いてみよう！

おう ぼ 応募しよう

あか せんきょ よ
「明るい選挙」を呼びかける
つく
ポスターを作って
おう ぼ
応募しよう！

かんが 考えよう

じぶん おとな
自分が大人になったとき、
しゃかい
どんな社会になってほしいか、
かんが
考えてみよう！

せんきょ
選挙のめいすいくん

せんきょ

募集
期間

令和8年

5月11日(月)～9月11日(金)

※締切日は市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。

パンフレットの
ダウンロードと
過去の入賞作品は
こちらから ▶▶▶



選挙ってなに？



今日のデザートはいちごが食べたいな！



ぼく、ぜったいバナナ！



うーん…どうしようかな？



そうしよう！！

決まらないなら、多数決にしましょうか？

お母さん



みんなの意見を聞いて何かを決めることって学校や家庭ではよくあるよね、みんなが大人になって参加する「選挙」も同じこと。

「選挙」は、いま住んでいるまちをよりよくしてくれる人＝みんなの代表者を選ぶんだ。

お父さん



明るい選挙ってなに？



- 「選挙」では、本当にみんなの代表にふさわしいか、よく見て自分で判断し、すずんで投票することがとても大切なことです。
- お金やプレゼントをもらったから、その人に投票したとしても、「自分」の意思を伝えたことにはなりません。
- みんなが政治に関心を持って、すずんで投票に参加し、ルールに違反することなく選挙が行われることを「明るい選挙」といいます。

明るい選挙は、明るい未来をつくる基本となるものです。

ポスター作成のポイント

ポスターは、自分の考えたことや情報を伝えるための表現です。自分が表現したイメージが豊かに伝わるように、ポスターを見る人の気持ちになって絵や文字の工夫をすることが大切です。

文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官 平田 朝一

小学校 (低学年～ 中学年)

伝えること、自分の気持ちを表現することをはっきりと分けるのではなく、選挙に対する思いや願いのイメージを身近なことや日常の経験などから素直に表現することが大切です。



小学2年生 京都府 森本 恵菜さん

画面の中央には、歌を歌ったり演奏したりする多くの人たちと、さまざまな動物が描かれ楽しさが伝わってきます。このように、**日常の経験や夢などをもとに描く**ことで、みんなで楽しく選挙に行きたいという気持ちが伝わってきます。



小学4年生 山口県 松永 真歩さん

二人の手には投票用紙が握られ、画面中央には投票用紙でつくられた「未来」の文字が描かれています。さらに1枚1枚の角度をかえるなど工夫しています。このように、**選挙の投票の場面から考えて描く**ことで、投票した一票が明るい未来につながってほしいという気持ちが伝わってきます。

ヒント1

日常の経験や夢などをもとに描く

ヒント2

選挙の投票の場面から考えて描く

小学校 (高学年)

「人に伝える」ということを身近な経験や社会に目を向けて
自分なりに考えたり、想像を広げたりしながら、
「明るい選挙」のイメージをふくらませて表現することが大切です。



小学5年生 千葉県 瀧田 紗羽さん

画面中央の背景を薄くし、文字を目立たせています。また、画面の周りの人たちの口は開いており呼びかけているように見えます。このように、**文字と絵を関連付けて描く**ことは、伝えたい内容を見る人に印象的に伝えることにつながります。



小学6年生 群馬県 松澤 ひなさん

「せんきょ」の文字を取り入れたカルタに、内容にあった絵を組み合わせて、期日前投票などの選挙のメッセージを見る人に効果的に伝えています。このように、**自分の見たことや知ったことなどから想像を広げて描く**ことで、選挙について考えることの大切さが伝わってきます。

ヒント 3

文字と絵を関連付けて描く

ヒント 4

自分の見たことや知ったことなどから想像を広げて描く

中学校 ・ 高等学校

自分が伝えたいことを見る人の立場に立って、
何をどのように伝えるのかを考えて、絵や文字を工夫して描くことが大切です。



中学2年生 茨城県 中里 彩音さん

画面中央の曲がりくねった道の穴に投票用紙が入られ、その先にある街につながっているようです。街の背景は黄色く光っていて、一票が明るい未来につながっているように感じます。このように、**想像を広げて描く**ことは、見る人に明るい未来を想像させることにつながります。



高校1年生 福岡県 安陪 華子さん

自転車に乗る高校生の周りには、投票用紙らしきものが舞っています。よく見ると自転車の車輪が「選挙」の文字になるよう工夫されています。このように、**独創的な視点で考えて描く**ことは、見る人に強い印象を与えたり、考えさせたりすることにつながります。

ヒント 5

想像を広げて描く

ヒント 6

独創的な視点で考えて描く

令和8年度明るい選挙啓発ポスター 作品募集(第78回)要項

① 趣旨 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

② 応募規定

① 内容

明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

② 応募資格

小学校児童、中学校・高等学校の生徒

③ 募集期間

令和8年5月11日(月)から令和8年9月11日(金)まで

④ 締切日と提出先

令和8年9月11日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。

※市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。

⑤ 画材

描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません。デジタルも可)

⑥ 大きさの基準

画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、ハツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ

※デジタルの場合、A3サイズ(297mm×420mm)またはB3サイズ(515mm×364mm)で制作し、紙に印刷してご提出ください。家庭用印刷機で分割印刷し、繋げて一枚にした作品も提出可。

⑦ 応募上のご注意

- (1) 他者の著作物(インターネット等にある写真やイラスト等)を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限ります。
- (2) デジタルで制作した作品(パソコン上で描いた作品)も応募できます。応募の際は紙に印刷してご提出ください。
- (3) 作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。
- (4) 応募作品は、原則として返却しません。
- (5) 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
- (6) 入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

③ 審査

① 第1次審査

各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。

② 第2次審査(地方審査)

各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。

③ 第3次審査(中央審査)

第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。

文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員

④ 賞

① 小・中・高別に次の賞を贈ります。

(1) 文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞

● 小学校：各学年1名 ● 中学校：各学年2名 ● 高等学校：各学年2名

(2) 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞

● 小学校・中学校・高等学校：各学年若干名

② 第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。

⑤ 発表

11月初旬の予定

主催：公益財団法人明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会 都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会
後援：文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会

公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082

東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町 7階

電話 03-6380-9891

メール info@akaruisenkyo.or.jp

お問い合わせ・ポスターの提出先は
市区町村の選挙管理委員会に
お願いします。

